

質問書に対する回答

関係各位

担当課 防府市福祉部障害福祉課
電話 0835-25-2387

防府市障害福祉施設建替基本設計・実施設計業務託公募型プロポーザルの質問について、次のとおり回答します。

回答日 令和7年5月12日

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	実施要領 P.4 6 配置予定技術者の条件 (3) 管理技術者（土木）	(3)管理技術者（土木）の条件イ、参加者の組織に所属していること。と明記されていますが、JVでの参加を想定する場合、構成員企業のいずれかに所属していれば要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	実施要領P.2の「4 参加資格及び条件 (1) 参加資格」に記載のとおり、本プロポーザルに参加することができる者（参加者）は、『単体企業』としており、JVでの参加は認めておりません。 また、管理技術者（建築・土木）及び建築（意匠）主任技術者は、「参加者の組織に所属していること」が条件となるため、再委託先の協力事務所ではなく、当該事務所（参加者）の組織に所属する必要があります。
2	実施要領 P.4 6 配置予定技術者の条件 (1) 統括責任者	統括責任者については、予定技術者調書 様式 4-1、もしくは 4-2 に記載の必要はありますでしょうか。	統括責任者についても、予定技術者調書（様式 4-1、もしくは 4-2）への記載をお願いいたします。 なお、統括責任者は、審査要領P.3のとおり、一次審査の評価対象となっていないため、「建築CPD取得単位」、「業務実績」及び「手持ち業務」欄への記載は省略可能です。 また、統括責任者が建築または土木の管理技術者を兼任する場合は、1部にまとめて記載可能です。 ※まとめて記載する場合は、「本業務での担当」欄に“統括責任者・管理技術者（建築）”もしくは“統括責任者・管理技術者（土木）”と記入してください。
3	審査要項 P.3 地元業者への還元	地元業者への還元については、解体工事設計、杭工法の検討等の協力を想定しておりますが、予定協力者調書の提出が必要でしょうか。	実施要領P.7に記載のとおり、他の業者等の協力を得て業務を実施する予定の場合は、予定協力者調書（様式5）を提出してください。